

被災建築物応急危険度判定士講習会

被災建築物応急危険度判定（以下、「判定」という）は、大地震により被災した建築物等を速やかに調査し、余震などによる倒壊の危険性等を判断することにより、二次災害の防止を目的とするものであって、判定活動は被災建築物応急危険度判定士（以下、「判定士」という）が行うこととなっており、熊本地震においても、延べ6,819人の判定士により57,570棟の判定が実施されています。

今回、判定士の登録要件を拡充し、新たに判定士として登録いただける方及び既に登録されている判定士の方を対象に、判定に関する知識の習得又は維持向上のための講習会を開催することとしました。

主催	熊本県	共催（予定）	熊本市、八代市、天草市
受講対象	<ul style="list-style-type: none">・ 建築職の行政職員・ 建築士（一級・二級・木造）資格を有する方・ <u>市町村長が推薦する当該市町村職員</u>		
※今回拡充	<ul style="list-style-type: none">・ <u>特定建築物調査員又は建築施工管理技士（一級・二級）資格を有する方</u>		
開催日	10月19日（火） 13:00～17:00		
会場	熊本県庁行政等本館地下大会議室（熊本市中央区水前寺 6-18-1） 定員 450名		
内容(予定)	<ul style="list-style-type: none">・ 被災建築物応急危険度判定制度の概要・ 被災建築物応急危険度判定基準について（木造／鉄骨造／(S)RC造）・ 熊本県からのお知らせ ほか		
受講料	無料		
申込み	申込用紙（裏面参照）に必要事項を御記入のうえ、県建築課宛てにファックス、メール、郵送及び持参のいずれかにより、9月30日（木）までにお申込みください。 ※定員（450名）になり次第、締め切ります。 ※受付完了の連絡はしませんので御了承ください。		
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 建築士会継続能力開発（CPD）制度認定講座（予定）です。・ 新型コロナ対策として、マスクを着用ください。検温・消毒にもご協力ください。なお、当日、体調不良の方の参加は御遠慮ください。・ 感染症拡大の状況に応じて定員の縮小や延期等の対応をとる場合があります。		

申し込み先・問い合わせ先 熊本県土木部建築住宅局建築課（安全推進班 山崎、古澤）

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

電話：096-333-2535 ファックス：096-384-9820

メール：kenchiku@pref.kumamoto.lg.jp

◆ファックス（096-384-9820）又は郵送の場合

※送信票は不要です（このままファックスしてください）

熊本県 建築課 安全推進班 宛て

被災建築物応急危険度判定士講習会 申 込 用 紙

申込者名※1	氏 名	①保有資格	②判定士登録番号
	例) 熊本太郎	二級建築士	(佐賀県) 第 12345 号
勤務先名称			
連絡先※2	(電話)	(FAX)	
	(メールアドレス)		

※1 複数の方を一括して記載していただいても結構です。

①公務員（国、地方共）の方は空欄でも結構です。

②既に応急危険度判定士登録を受けている方のみ登録番号を記入してください。

（他県で登録を受けた方は登録を受けた都道府県名を併せて記載してください。）

※2 確実に連絡のとれる連絡先（いずれかで可）を記載してください。

◆電子メール（kenchiku@pref.kumamoto.lg.jp）の場合

○表題 被災建築物応急危険度判定士講習会の参加申込

○本文 以下の内容を記入して下さい

- ・ 参加申込者氏名 例) 熊本太郎
- ・ 保有資格名称
- ・ 判定士登録番号
- ・ 勤務先名称 例) (株) 熊本設計事務所
- ・ 連絡先（固定電話又は携帯電話のいずれか）
例) 090-1111-1111

（注意）申込書の情報は、研修会以外には使用しません。